

「地域公共交通東北仕事人」制度について

1. 「地域公共交通東北仕事人」制度の趣旨

人口減少や少子高齢化等により地域公共交通をとりまく環境が厳しさを増すなか、地域公共交通の確保・維持・改善に向けては、各地域において、自治体、国、交通事業者、NPO、住民、学識経験者等の関係者が連携・協働の下、知見を高め、互いに知恵を出し合うことが不可欠となっている。

そのため、東北運輸局においては、地域公共交通に対する熱意とノウハウを有した学識者、NPO、自治体職員等の人材のネットワークとして、「地域公共交通東北仕事人」制度を創設し、互いの情報共有を行うとともに、広く発信等を行うことにより、地域公共交通の確保・維持・改善に取り組む地域に対する支援を行うもの。

2. 「地域公共交通東北仕事人」の活動

「地域公共交通東北仕事人」(以下、「仕事人」という。)は、主に東北地方における地域公共交通の確保・維持・改善に向け、地域公共交通に関する情報提供や地域公共交通の諸問題に対する協力等を行うこととする(詳細は『4. 「地域公共交通東北仕事人」への登録後』に記載。)

なお、東北運輸局が管理・運用する制度であることに鑑み、仕事人として活動する場合には、営利目的と捉えられることのないよう、公正性・公平性に十分配慮するものとする。

3. 「地域公共交通東北仕事人」への登録

仕事人への登録は、以下の手順により行うこととする。

① 仕事人又は地方公共団体等による候補者の紹介・推薦・自薦

・紹介、推薦については、候補者本人の意思確認の上、東北運輸局へのメール及び電話等により随時受け付ける。

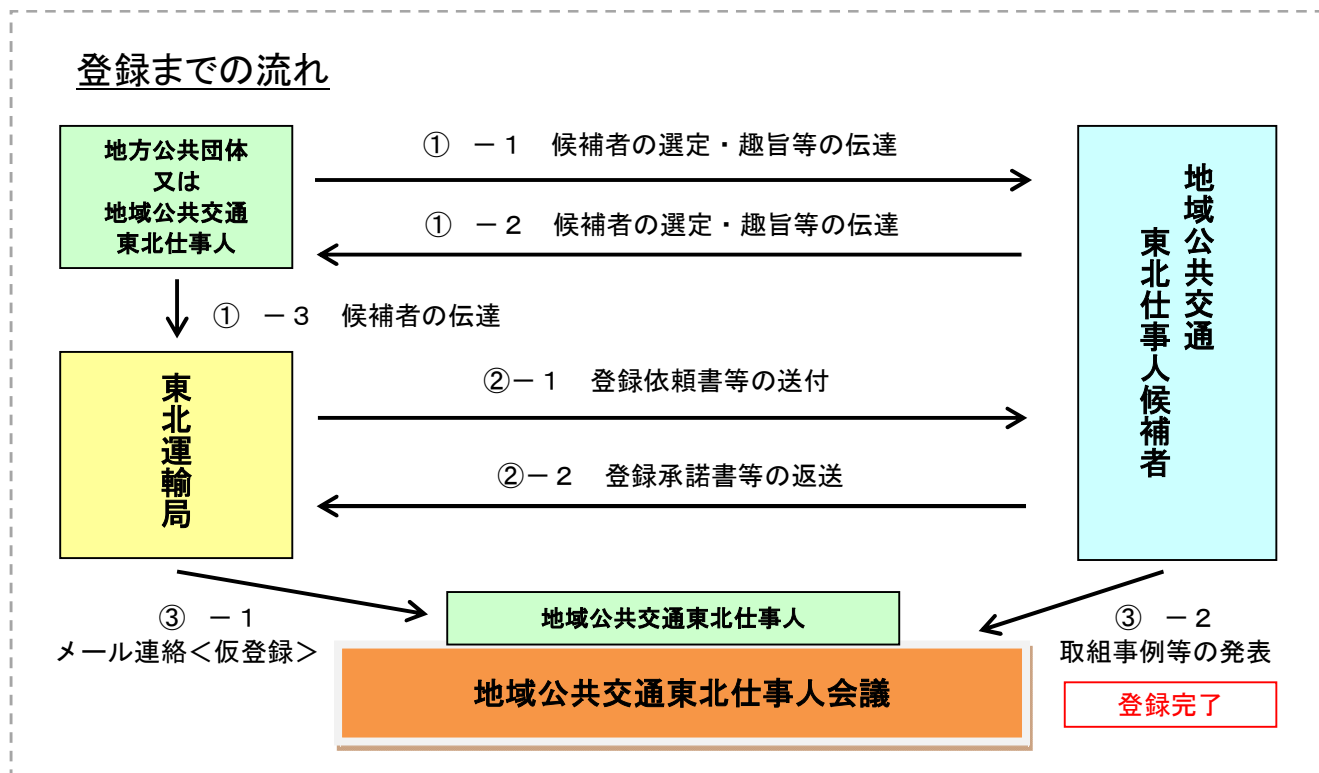
② 地域公共交通東北仕事人候補者への登録依頼

- ・東北運輸局において、①にて紹介頂いた候補者を局内で検討の上、登録に適すると判断した場合には、候補者に対して登録依頼を行う。
- ・候補者は、登録を承諾した場合には、「登録承諾書」(別紙様式①)及び「登録書」(別紙様式②)を東北運輸局に提出いただくこととする。
- ・また、関連する既存資料や論文などの資料があればあわせて提出いただくこととする。
- ・なお、登録に適しないと判断した場合には、推薦者等を通じてその旨伝達することとする。

・個人情報の取り扱いについては国土交通省個人情報保護ガイドラインに従う。

③ 仮登録・正式登録

- ・東北運輸局内で検討の上、仕事人に対する同報メールでご紹介することにより仮登録を行う。
- ・正式登録は、「地域公共交通東北仕事人会議」における取組事例等の発表により行う。



4. 「地域公共交通東北仕事人」への登録後

① 提供情報の管理運営

- ・東北運輸局は、各仕事人から提供された情報を集約・整理し、「地域公共交通東北仕事人データベース」を作成し、管理運営を行う。
- ・情報の一部については、個人の連絡先等を除き、東北運輸局ホームページ上にて公開する。

② 地域に向けた情報交換の仕組みづくり

- ・東北運輸局は、各仕事人に対する情報提供・共有の手法として、メールマガジンによる情報提供を行う。
- ・内容は、国の施策や行事開催情報、仕事人からの情報提供等、地域公共交通に関する幅広い情報を東北運輸局において選定することとし、内容に応じて随時発信することとする。

③ 地域公共交通の最新事例の共有等

- ・年に数回程度、地域公共交通東北仕事人会議を開催する。
- ・内容は、国からの施策情報提供、仕事人同士の活動状況共有等を適宜選定する。
- ・なお、会議の際の発言等に関しては、基本的に一般公開はしないこととし、公開する際には発言者の了承を得ることとする。

④ イベントの開催

- ・年に1回程度、各仕事人や地域公共交通に関心の高い自治体、団体、個人の方が一堂に会する場を設け、情報の水平展開等を図る場としてイベントを開催する。

⑤ 東北各地域の地域公共交通の諸課題解決への協力について

- ・地方公共団体等から相談があった場合、仕事人に対し、個別に相談や依頼等を行うことがある。
- ・仕事人の紹介依頼があった際には、予め運輸局から仕事人の了承を得た上で連絡先を提供することとする。なお、地方公共団体や法人・団体等、身分が明らかな者からの依頼に関しては、仕事人の了承を要せず連絡先を提供することを可能とする。
- ・また、国土交通省においてシンポジウム等を企画する際、協力依頼等を行うことがある。

⑥ 登録情報の変更及び削除について

- ・登録情報の変更については、年度当初に東北運輸局より確認を行うこととするほか、仕事人本人からの申し出により随時受け付けることとする。
- ・登録の削除については、仕事人本人からの申し出により随時受け付けることとする。なお、異動、退職等の事情があった場合でも、仕事人本人の申し出によってのみ登録を削除する。
- ・なお、仕事人としての活動において、著しく公正性・公平性に欠く行動等があったものと東北運輸局において判断する場合には、予め仕事人本人へ通知の上、登録を削除することを可能とする。

5. その他

制度の運用について不明点等が生じた場合には、必要に応じ仕事人へ照会の上、東北運輸局内で検討し取扱等を決定することとする。

なお、軽微な変更等を除き、決定内容については、仕事人に対して情報提供を行うこととする。

以上

様式①

登録承諾書

私儀

地域公共交通東北仕事人として登録することを承諾します。

平成 年 月 日

所属名

役職名

氏名

印

東北運輸局交通政策部長 殿

様式②

*****登録書*****

○氏名（ふりがな）／ご出身

○所属

○得意（専門）分野

○これまでに携わった主な取組み・業務内容

○経歴

○主な活動地域

○連絡先（非公開とします）